

平成25年度第1回北海道私立学校審議会議事録

1 日 時 平成25年6月5日(水) 13:30~14:00

2 場 所 道庁赤れんが庁舎2階1号会議室

3 委員定数 15名

4 出席委員 14名

伊藤会長、山崎委員、三浦委員、榮委員、杉原委員、鈴木委員、
栗原委員、吉田委員、高野委員、永田委員、黒坂委員、佐藤委員、
小泉委員、藤田委員

5 傍聴者 2名

6 議 題

(1) 前回の審議会に係る報告について

前回答申の処理状況について

学校廃止後の指導要録の保存先について

解散認可した学校法人の清算終了に係る審議会への報告について

(2) 諮問事項の審議

私立高等学校の廃止認可について

(1 件)

私立幼稚園の収容定員に係る園則変更計画について

(6 件)

私立専修学校の廃止認可について

(3 件)

7 議事の経過及びその結果

会長から、審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨の宣言後、吉田委員、永田委員を議事録署名人に指名した。

議事の経過及び結果は次のとおりである。

(1) 前回の審議会に係る報告について

前回答申の処理状況について資料1に基づき事務局から説明した後、学校廃止後の指導要録の保存先及び解散認可した学校法人の清算終了に係る審議会への報告について、事務局から次のとおり一括して説明した。

【事務局説明】

廃止した私立学校の指導要録の保存先につきましては、学校教育法施行令第31条で当該学校の所在していた都道府県の知事が保存しなければならないと規定されています。

なお、専修学校及び各種学校につきましては、この規定は準用されておりません。

また、指導要録の保存年限につきましては、専修学校・各種学校を含めた私立学校におきまして、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間、とされています。

これまでの道の取扱いについてでございますが、小中高等学校や特別支援学校につきましては、公立との統合で教育委員会が保管している事例を除きまして、道が保管しておりましたが、前回は指摘のありました幼稚園及び専修各種学校につきましては、設置法人や旧設置者等が保管しており、道が保管している事例はありませんでし

た。

そこで、これらの状況を鑑み、今後の取扱いについてでございますが、法令の規定、及び前回の審議会での委員の皆様からのご指摘を踏まえまして、原則として道が保管することにしたいと思えます。

ただし、私立学校廃止後も設置法人が存続するときに限りまして、卒業生等の利便性等を考慮し、設置者が申し出た場合につきましては、設置法人が保管することも可といたしたいと思えます。

なお、この取扱いにつきましては、都道府県以外が指導要録を保存することについて、文部科学省にも確認しておりまして、「卒業生等の利便性などにより、都道府県以外の者が保存することも運用上認めているところ」との見解を得ておりますので、設置者が申し出た場合にはこのような取扱いにいたしたいと思えます。

また、一条校に限らず、専修・各種学校におきましても、同様に原則、道が保管することとして取扱いしたいと思います。

続きまして、解散認可した学校法人の清算終了に係る審議会への報告について、ご報告したいと思います。

まず、前回、解散認可いたしました3法人、これらはすべて幼稚園法人でして、学校法人宮崎学園、同じく久美学園、昆布大谷学園、この3法人の状況につきましては、すべて、「解散登記」が終了したこと、及び「清算人登記」が終了したことを清算人からご報告を受けており、現在、清算事務を鋭意進めていることを確認しております。

解散した学校法人から清算終了の届出があった場合につきましては、これまで、私立学校審議会にご報告しておりませんでした。前回審議会でご意見がありましたように、精算が終了するまでは登記上、学校法人として残っていることから、今後は、清算事務の進捗状況の把握に努めながら、清算終了の届出があり次第、適宜、審議会において報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

【質疑応答】

○委員 専修学校等の指導要録の保存先が道になるということで、それは大変うれしいことであるが、道条例か何かで何年間保存するというものはあるのですか。

○事務局 (一条校と) 一緒です。学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間です。

(2) 私立高等学校の廃止計画について

登別大谷高等学校の廃止認可(諮問番号第356号(1))について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

本件は、学校法人望洋大谷学園が設置する登別大谷高等学校の廃止に係る認可申請でございます。

まず、廃止理由などについて御説明いたします。

平成21年度当時、学校法人は、胆振西学区に、室蘭大谷高等学校と登別大谷高等学校の2校を設置していましたが、志願者数の減少により、定員の充足が厳しい状況にありました。

加えて、当該地区の中卒者の推移、校舍老朽化への対応などから、将来的に望ましい規模の学校を2校維持することは困難と判断し、平成23年度から登別大谷高等学

校の生徒募集を停止しております。

なお、平成24年4月から、室蘭大谷高等学校の校名を北海道大谷室蘭高等学校に変更しております。

次に、生徒の在籍状況等についてですが、本年3月まで、平成22年度に入学した57人が在籍しておりましたが、全員が卒業しております。

また、教職員の状況等についてですが、教職員14人全員が、平成25年4月1日付けで北海道大谷室蘭高等学校に異動しております。

さらに、校地校舎等の現有状況などについてですが、引き続き、学校法人で管理することとしており、現在、北海道大谷室蘭高等学校の校舎改築工事期間中の校舎として使用しております。

最後に、生徒指導要録についてですが、学校法人が存続し、かつ、指導要録の保管を望んでいることから、先ほどの御説明のとおり、北海道大谷室蘭高等学校において保管することとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(3) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更計画について

幌北幼稚園の収容定員に係る園則変更計画（諮問番号356号（2））からミナクル幼稚園の収容定員に係る園則変更計画（諮問番号356号（7））までについて、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

幼稚園の定員増の案件につきましては、設置者から計画書を提出していただき、その計画内容を私学審議会で審査し、了承された場合、改めて認可申請を提出していただき、再度、私学審議会で審査する、いわゆる2段階の審査手続きを行っているところです。

今回は、この2段階審査の前段に当たります計画内容について諮問するものであります。

はじめに、幼稚園の収容定員増に係る園則変更計画を審査する際の、基準や考え方について、ご説明いたします。

計画の内容審査にあたりましては、

- ・ 1学級の幼児数や教職員数などの幼稚園の編成が、幼稚園設置基準を満たしているか。
- ・ 法令や寄附行為に違反がないかなど、管理運営面が適正であるか。
- ・ 現に認可されている収容定員を超過して就園させている数が70人以下であるか。

といった事項に加えて、地域の就園幼児見込み数を把握して審査することとしています。

この就園幼児見込み数の把握にあたりましては、

- ・ 当該幼稚園が設置されている市町村等行政区域内において、徒歩通園が可能な近隣地域として、半径1km程度でどれくらいの就園幼児数が見込めるのか。
- ・ また、周辺地域として、半径3km程度における就園幼児見込み数が、当該地区内にある全私立幼稚園の現行定員と比較してどのような状況にあるのか。

といった観点から、市町村から提出を受けた幼児数データに基づき審査を行っているところです。

また、保護者のニーズなどに対応するため、新たな事業展開が必要であるといった

場合などについては、過去3か年、定員充足率が9割を超え、かつ定員超過率が1割以下の幼稚園から申請があった場合、1クラス分（35人）を上限として定員増を認めることとしているところです。

さらに、法人内調整として、同一法人が、同一市町村等行政区域内に設置する幼稚園の間で、欠員を生じている幼稚園の定員を減少させ、その範囲内で定員増の申請があった場合などには定員増を認めることとしているところです。

今回の諮問案件は、ただいまご説明しました審査基準に基づき、審査を行ったものでございます。

それでは、入園希望の幼児数の増加に対応するため設置者から提出のありました、「幼稚園の収容定員の増に係る園則変更計画」につきまして、お手元に配付している資料の2ページから7ページまで、6件を一括して、ご説明いたします。

はじめに、資料2ページ、諮問番号第356号（2）をご覧ください。

学校法人幌北学園が、札幌市北区に設置している「幌北幼稚園」です。

現行の園則による、10学級、定員250人を、定員285人に変更するとして計画申請があったものです。

同園については、周辺地域（3km圏内）における就園見込幼児数が、当該地区の全幼稚園の現行定員の合計を40人程度上まわることから、計画どおり35人増の285人とすることとして、お諮りするものです。

次に、3ページをご覧ください。

諮問番号第356号（3）、同じく学校法人幌北学園が札幌市北区に設置する「華園幼稚園」です。

現行の園則による、9学級、定員215人を、定員250人に変更するとして計画申請があったものです。

同園につきましては、近隣地域（1km圏）における就園見込幼児数が、計法定員と同数の250人程度見込まれることから、計画どおり35人増の250人とすることとして、お諮りするものです。

次に、諮問番号第356号（4）、同じく学校法人幌北学園が札幌市南区に設置する「そらいろ幼稚園」です。

現行の園則による、5学級、定員90人を、6学級、定員110人に変更するとして計画申請があったものです。

同園につきましては、近隣地域（1km圏）における就園見込幼児数が、計法定員と同数の110人程度見込まれることから、計画どおり20人増の110人とすることとして、お諮りするものです。

次に、諮問番号第356号（5）、学校法人けいせい景盛学園が札幌市西区に設置する「みやのおか宮ノ丘幼稚園」です。

現行の園則による、6学級、定員155人を、定員190人に変更するとして計画申請があったものです。

同園につきましては、周辺地域（3km圏）における就園見込幼児数が、当該地区の全幼稚園の現行定員の合計を350人程度上まわることから、計画どおり35人増の190人とすることとして、お諮りするものです。

次に、諮問番号第356号（6）、学校法人清水学園が札幌市東区に設置する「札幌あかしや幼稚園」です。

現行の園則による、14学級、定員400人を、定員420人に変更するとして計画申請があったものです。

同園につきましては、周辺地域（3km圏）における就園見込幼児数が、当該地区の全幼稚園の現行定員の合計を20人程度上まわることから、計画どおり20人増の420人とすることとして、お諮りするものです。

次に、諮問番号第356号(7)、学校法人 高陽学園が石狩市に設置する「ミナクル幼稚園」です。

現行の園則による、8学級、定員180人を、定員190人に変更するとして計画申請があったものです。

同園につきましては、近隣地域(1km圏)における就園見込幼児数が、計法定員と同数の190人程度見込まれることから、計画どおり10人増の190人とするとして、お諮りするものです。

定員増計画につきましては、以上です。

変更の時期は、いずれも平成26年4月1日となっております。

なお、これらの計画に関し、各園の所在市である札幌市と石狩市からは、「当該地域は教育環境や通園の安全性に特に問題はない。」との意見をいただいております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画を了承された。)

(4) 私立専修学校の廃止認可について

札幌理工学院の廃止認可(諮問番号356号(8))から小樽文化服装専門学校の廃止認可(諮問番号356号(10))までについて、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

資料8ページ、諮問番号第356号の(8)をご覧ください。

一般財団法人全国建設研修センターが江別市に設置しております「札幌理工学院」の廃止認可についてです。

入学者の減少により、学校運営の継続が困難となったため、学校廃止の申請があったものです。

生徒につきましては、平成25年3月で全員卒業しております。

教職員については、平成25年3月末をもって全員退職しております。

指導要録につきましては、東京都小平市にあります全国建設研修センターの本部で保管することとなっております。当面の間につきましては、江別市の学校の敷地内に北海道連絡所を設置しておりますので、そちらで卒業証明等の受付をすることになっております。

次に資料9ページ、諮問番号第356号の(9)をご覧ください。

学校法人北工学園が上川郡東川町に設置する「北海道環境福祉専門学校」の廃止認可についてです。

学校運営の効率化を図るため、隣接する旭川福祉専門学校に集約するため、学校廃止の申請があったものです。

もともと4学科あった学科を段階的に廃止するとともに、旭川福祉専門学校に新設学科を設けるなど、集約化を図ってきておりました。学校の廃止に向けて、準備を進めてきた案件でございます。

生徒につきましては、平成25年3月で全員卒業しております。

教職員については、平成25年3月で2名の教員が退職、その他の教職員につきましては、隣接する旭川福祉専門学校に引き続き勤務しております。

指導要録につきましては、旭川市にあります学校法人北工学園の法人本部で保管することとなっております。

資料10ページ、諮問番号第356号(10)をご覧ください。

小樽市にある、個人立の専修学校「小樽文化服装専門学校」の廃止認可についてで

す。

入学者の減少により、学校運営の継続が困難となったため、学校廃止の申請があったものです。

生徒につきましては、平成25年3月で全員卒業しております。

教職員につきましては、平成25年3月末で全員退職しております。

指導要録につきましては、設置者が個人立であることから、北海道で保管することとしております。

以上、専修学校の廃止認可につきまして、ご審議よろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

8 報告事項

(1) 諮問以外の報告について

幼稚園の設置計画の不了承について、資料に基づき、事務局から次のとおり報告した。

【事務局説明】

資料3をご覧ください。

私立学校法第8条の規定により、新たな幼稚園の設置や定員増に関する事項などの認可を行う場合には、私学審議会の意見を聞かなければならないこととなっております。法的には認可申請があったもののうち、所轄庁が積極的な行政処分、すなわち認可等を行う場合のみ審議会に諮問すればよいこととなりますが、北海道では、行政手続きの透明性を図る観点から、学事課に計画申請及び認可申請の提出があったもののうち、計画不了承、認可不可とするものについても、審議会へ報告することとしております。

今回の申請案件で不了承となったものは、資料3に記載のありますとおり、幼稚園の収容定員の増に係る園則変更計画6件となっております。いずれの事案も就園見込み幼児数や定員超過の状況などを確認し、先ほどご説明させていただきました基準に沿って審査した結果、現状では提出された計画について了承しないものとしたしました。

なお、これらの幼稚園につきましては、今回の審査をもって、今後一切、再申請が認められないということではなく、周辺の幼稚園の状況や地域の幼児数などの変化などにより、定員の見直しが可能となる場合がありますことを申し添えます。

(出席委員からの質疑なし)

9 閉 会

以上をもって、平成25年度第1回北海道私立学校審議会を終了した。